

安全のための遵守事項

鳥獣の捕獲等を目的として入林される皆様へ

鳥獣の捕獲等を目的として、国有林へ入林される場合は、下記の注意事項を厳守して、絶対に事故を起こさないようご注意願います。

記

1. 狩猟に関する基本的事項

- (1) エゾシカの狩猟期間については、市町村で期間が異なりますので、必ず確認してから狩猟を行ってください。
- (2) 法令等の遵守、狩猟ルール、マナーの徹底を図り、自己の体調管理に留意のうえ、無理のない狩猟に心がけてください。
- (3) 捕獲した鳥獣の残滓やゴミ等は、国有林に捨てずに必ず持ち帰ってください。

2. 立入禁止措置について

国有林内では、「銃猟立入禁止区域」を設定のうえ「現地表示」を行っています。

「銃猟立入禁止区域」と「現地表示」が異なる場合は、「現地表示」に従ってください。

「銃猟立入禁止区域」は、土・日・祝祭日・年末年始においても入林禁止です。

- (1) 銃猟立入禁止区域（作業予定区域等及び不特定多数の入林が見込まれる箇所とその周辺区域等）については、入手した銃猟立入禁止区域図等により、その位置を確認してください。

これらの区域には、森林管理署（支署）職員及び各種事業者

のほか、一般の方も入林している場合があるため、立入り及び発砲を絶対に行わないでください。

(2) 国有林の境界付近では森林管理署（支署）職員及び各種事業者が作業を行っている場合がありますので、国有林外から境界付近に向けての発砲を絶対に行わないでください。

(3) 銃猟立入禁止区域には、現地に「発砲禁止」ののぼり、「銃猟立入禁止区域図」等を設置しています。また、事業実行による銃猟立入禁止区域がある林道入口等には、「Okm 先、作業中につき立入禁止」等の標識などで表示しています。

(4) 銃猟立入禁止区域図は、北海道森林管理局ホームページに道有林と併せて掲載（事業の変更等により随時更新）しますので、ホームページで確認するか直接森林管理署（支署）に問い合わせのうえ、常に最新の情報を入手してください。

なお、携帯圏外での利用が可能なダウンロード版も公開しますので、専用アプリから入手願います。

(5) 銃猟立入禁止区域として設定していない国有林であっても、臨時的に作業等を実施するため狩猟入林を規制することがあります。

この場合には、林道入口や現地周辺に「作業中につき立入禁止（日時、用務等を記載）」などの案内標識を設置していますので、十分確認していただき、このような場所では立入り及び発砲を絶対に行わないでください。

3. 入林にあたっての留意事項

(1) 鳥獣の捕獲等を実施する場合には、接受印が押印された入林届の写しを車両の見やすい場所に掲示してください。複数の車両で入林する場合には、接受印を押印した入林届の写しを必要分コピーして、それぞれの車両の見やすい場所に掲示してください。

全道一括銃猟入林手続きによる場合は、交付された「銃猟入

林証」を入林時に携行するとともに、「車両入林証」は車両のダッシュボード等の見やすい場所に掲示してください。

- (2) 銃器による鳥獣の捕獲等を実施する場合は、「注意喚起看板」（別記様式2）を、車両ごとに車体のダッシュボード等の見やすい場所に掲示してください。
- (3) レクリエーションなどで一般の方が入林している場合がありますので十分注意してください。
- (4) 入林にあたっては、落石、滑落、なだれ等の危険箇所に関する情報を森林管理署（支署）に確認し、これら災害に十分注意してください。

また、火気に注意し、山火事予防にご協力ください。

なお、万が一、入林された方が、落石、滑落、交通事故等により被災された場合でも、森林管理署（支署）では責任を負いませんので十分注意してください。

4. 林道等の走行に関する基本的事項

林道入り口などにゲート設置のうえ必要に応じて閉鎖・施錠している路線があります。

閉鎖・施錠されたゲートを通過する際は開け放しにすることなく、再度、閉鎖・施錠を必ず行ってください。

- (1) 林道を通行する場合には、徐行運転をするなど、交通事故防止に努めてください。

事業実行上または自然災害等による破損や路肩決壊など走行安全上の理由により通行止としている路線がありますので、通行止の看板等があった場合には、それ以上は入らないようにしてください。

- (2) 林道の路面状況等やこれに伴う通行規制の内容については、路線ごとに異なります。必ず管轄する森林管理署（支署）に問い合わせのうえ、その指示に従ってください。

- (3) 一般狩猟では、植生や森林保護のため、国有林野内でのスノーモビルや雪上車の使用は認めていません。

5. ルール違反等への対応

- (1) 国有林内では森林管理署（支署）職員が林野巡視を実施しており、状況に応じて立入禁止区域以外への退出等必要な措置をとります。

また、委託調査業務の一環として、狩猟マナー及び安全の啓発を行っている場合がありますので、当該受託者から確認等を求められた場合は、ご協力願います。

- (2) 国有林内において、法令等を遵守しないあるいはマナーの悪い場合には、 接受印を押印した入林届の写し又は銃猟入林証等を返していただくとともに、以後の国有林への入林を認めないなどの措置をとります。このため、法令等の遵守、マナーの向上を徹底してください。